

水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金交付要綱

平成19年3月27日付け18経営第7712号
一部改正 平成20年3月31日付け19経営第7083号
一部改正 平成23年4月1日付け22経営第7257号
一部改正 平成25年4月1日付け24経営第3711号
農林水産事務次官依命通知

第1 農林水産大臣は、水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7713号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により応募したもののなかから選定された団体（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出は、農林水産大臣が別に定める日までに行うものとする。

第5 補助事業者は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき農林水産大臣の

承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第6 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第8 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出することにより行うものとする。ただし、経営局長が別に定める概算払請求書を提出することをもってこれに代えることができるものとする。

第9 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は別記様式第4号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

2 第3の2ただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の2ただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金額の確定（適正化法第15条の規定による確定をいう。）のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

第10 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得金額が50万円以上の機械及び器具とする。

第11 補助事業者は、適正化法第22条の規定により農林水産大臣の承認を受けよ

うとする場合には、別記様式第6号による財産処分承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

第13 補助事業者のうち特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）にあつては、別記様式第7号により補助金等支出明細書を作成し、別記様式第8号による補助金等概要報告書に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日付け19経営第7083号）

この通知は、平成20年3月31日から施行する。

附 則（平成23年4月1日付け22経営第7257号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日付け24経営第3711号）

1 この通知による改正は、平成25年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の水田・畑作経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成24年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別表

| 区 分 | 経 費 | 補助率 | 重要な変更 |
|--------------------------------------|---|---------------------|--|
| <p>水田・畑作経営 所得安定対策推 進費補助金</p> | <p>補助事業者が実施要綱に基づいて行 う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>1 一括申請等推進事業</p> <p>2 申請手続等円滑化支援事業</p> | <p>定額</p> <p>定額</p> | <p>経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相 互間における各経費 の 30 % を超える増減</p> |

別記様式第1号

平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金交付要綱（平成19年3月27日付け18経営第7712号農林水産事務次官依命通知）第3第1項の規定により、水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

I 事業の目的

| |
|--|
| |
|--|

II 事業の内容及び計画（又は実績）

（1）一括申請等推進事業
説明会の開催

| 開催時期 | 参加人数 | 内 容 | 備 考 |
|------|------|-----|---------------|
| | | | （場所、参集範囲等を記入） |

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

| 区 分 | 補助事業に要する経費(又は要した経費) (A) + (B) | 負 担 区 分 | | 備考 |
|------------------|----------------------------------|--------------|-------------|----|
| | | 国庫補助金 (A) | 自己資金 (B) | |
| (1) 一括申請等推進事業 | 円 | 円 | 円 | |
| (2) 申請手続等円滑化支援事業 | | | | |

(注) 必要に応じて積算内訳を記載する。

Ⅳ 事業完了予定(又は完了)年月日 年 月 日

Ⅴ 収支予算(又は精算)

1 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 (又は本年度 精算額) | 前年度予算額 (又は本年度 予算額) | 比較増減 | | 備考 |
|---------|--------------------------|--------------------------|------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| 1 国庫補助金 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 自己資金 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

2 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 (又は本年度 精算額) | 前年度予算額 (又は本年度 予算額) | 比較増減 | | 備考 |
|-----|--------------------------|--------------------------|------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合 計 | | | | | |

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

VI 添付書類

- (1) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

別記様式第2号

平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進事業について、水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請する。

記

(注)

- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金変更承認申請書」を「平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「変更したいので」を「変更し、補助金〇〇〇円を追加交付されたく」とする。

別記様式第3号

平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進事業について、水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金交付要綱第8の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

| 区 分 | 総事業費 A | 事業の遂行状況 | | | | 備考 |
|-----|-----------|---------------|-------|---------------|-----------|----|
| | | 〇月〇日までに完了したもの | | 〇月〇日以降に実施するもの | | |
| | | 事業費 B | 出来高比率 | 事業費 C | 事業完了予定年月日 | |
| | 円 | 円 | % | 円 | | |

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 Bの「事業費」の欄には、事業の進捗度を金額に換算した額を記載すること。
3 事業費(C)は、総事業費(A)－事業費(B)の額を記載すること。

別記様式第4号

平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進事業について、下記のとおり実施したので、水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金交付要綱第9第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

(注)

- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、その変更後のものを添付すること。

平成〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策推進事業について、水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金交付要綱第 9 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

| | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第 1 5 条の補助金の額の確定額 (平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・ 補助事業者が消費税法第 6 0 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) その他参考となる資料を添付すること。

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者

印

水田・畑作経営所得安定対策推進事業により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認されたく申請する。

記

- 1 処分理由
- 2 処分の方法（売払いに当たっては、売渡し見込み価格を記載のこと。）
- 3 処分しようとする財産の概要
 - （1）財産の名称、型式等
 - ア 名称
 - イ 型式
 - ウ 数量
 - エ 耐用年数
 - （2）財産の現状（破損等の状況、使用の状況等詳細に記載のこと。）
 - （3）財産の取得
 - ア 取得（製造）年度
 - イ 取得（製造）価格
 - ウ 補助金額
 - エ 補助率
- 4 その他参考事項
- 5 添付資料
写真等

平成〇〇年度補助金等支出明細書

| | | |
|-------------------------|--|---------|
| 1.補助金等の名称 | | |
| 2.事業の目的及び内容 | | |
| (1)目的 | | |
| (2)内容 | | |
| 3.交付先の特例民法法人の名称 | | |
| 4.交付実績額 | | 千円 (A) |
| 5.補助金等における管理費 | | |
| (1)人件費 | | 千円 |
| (2)一般管理費 | | 千円 |
| (3)その他の管理費 | | |
| 内 容 | | 金額 |
| ----- | | 千円 |
| ----- | | 千円 |
| 合 計 | | 千円 |
| 合 計 | | 千円 |
| 6.外部への支出 | | |
| (1)外部に再補助等されているものに関する支出 | | |
| 支出内訳 | | 金額 |
| ----- | | 千円 |
| ----- | | 千円 |
| 合 計 | | 千円 |
| | | 千円 (B) |
| (2) (1)以外の支出 | | |
| 支出内容 | | 金額 |
| ----- | | 千円 |
| ----- | | 千円 |
| 合 計 | | 千円 |
| 7.その他 | | |
| 内 容 | | 金額 |
| ----- | | 千円 |
| ----- | | 千円 |
| 合 計 | | 千円 |
| 8.再補助等の割合 | | % (B/A) |

(注)

- 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2) (1) 以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別記様式第 8 号

平成 年度補助金等概要報告書

| | | | |
|---------------------|-----------|------|---------|
| 特例民法法人名 | | | |
| (1) 年間収入（総収入－前期繰越金） | | | 千円 (A) |
| (2) 補助金等の交付実績額 | | | |
| 名称 | 補助金・委託費の別 | 交付官庁 | 金額 |
| | | | 千円 |
| | | | 千円 |
| | | | 千円 |
| | | | 千円 |
| 合 計 | | | 千円 (B) |
| (3) 補助金等の年収比率 | | | % (B/A) |